

漁業災害補償法の一部を改正する法律

(平成一四年六月一九日法律第七四号)

一、提案理由(平成一四年四月九日・参議院農林水産委員会)

国務大臣(武部勤君)

……………(略)……………

続きまして、漁業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

漁業災害補償制度は、昭和三十九年の創設以来、中小漁業者の相互救済の精神を基調とした共済事業の実施を通じて、その経営の安定に重要な役割を果たしてまいりました。しかしながら、近年の我が国水産業を取り巻く厳しい環境の中で、共済事業の運営は、漁獲不振による共済事故の多発や掛金の上昇による加入の伸び悩み等の課題を抱えております。

このような事情にかんがみ、中小漁業者の共済需要の多様化に対応し、その経営の一層の安定に資するよう、漁業災害補償制度をより漁業実態に即した制度とし、その健全かつ円滑な運営を確保することを旨して、この法律案を提出することとした次第であります。

次にこの法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、共済事業の内容の改善であります。

最近の漁業情勢の変化に対応し、中小漁業者の共済への加入を促進するため、漁業共済において、各種加入要件を緩和し、漁船のトン数別の加入区分を統合するほか、養殖共済においては、防除可能な病害を漁業者の選択により共済金の支払対象から除外し、その負担金を抑える特約を導入することとしております。

第二に、新たな共済事業の創設であります。

漁業共済への幅広い加入と共済事業の安定を図る観点から、従来、養殖共済及び特定養殖共済に附属していた養殖施設に係る共済を漁具共済に統合して新たに漁業施設共済を創設し、養殖施設のみの共済加入を可能とするほか、漁業共済組合連合会の任意事業として、漁業共済組合が行う地域共済事業に対する再共済事業を創設することとしております。

第三に漁業共済団体の組織再編の推進であります。

漁場生産の減少等により事業規模が縮小し、共済事業の安定的な継続が困難な漁業共済組合が出現している現状にかんがみ、漁業共済組合連合会と漁業共済組合との合併の制度を創設し、漁業共済組合連合会による漁業共済事業の実施に道を開くこととしております。

……………(略)……………

以上が、これら四法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院農林水産委員長報告（平成一四年四月二二日）

常田享詳君 ただいま議題となりました四法律案について、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、漁業災害補償法の一部を改正する法律案は、中小漁業者の経営の一層の安定に資するため、その共済需要の多様化に対応し、漁獲共済の加入要件を緩和し、新たな共済事業を創設する等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、以上の四案を一括して議題とし、まず、静岡県で現地視察を行うとともに、効率的かつ安定的な漁業経営の育成方針、系統信用事業の再編強化とその課題、漁業共済の加入促進策、遊漁船業と漁業の共存の方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、四案について一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、紙理事より、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案、漁業災害補償法の一部を改正する法律案及び遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案はそれぞれ全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。また、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院農林水産委員長報告（平成一四年六月一日）

鉢呂吉雄君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を申し上げます。

……………（略）……………

漁業災害補償法の一部を改正する法律案は、中小漁業者の経営の一層の安定に資するよう、漁獲共済等の加入要件の緩和、新たな共済事業の創設等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

四法律案は、去る四月二十二日参議院から送付され、六月四日武部農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、翌五日、六日及び本日十一日の三回にわたり質疑を行いました。

質疑を終局し、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案につきましては、討論の後、採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決し、他の三法律案は、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、四法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年六月一日）

資源状態の悪化等厳しい漁業情勢の下で、漁業災害補償制度は、事業収支の悪化、加入の伸び悩み等の多くの課題を抱えている。

よって政府は、漁業経営の安定等のため本制度が果たすべき役割について引き続き検討を深めるとともに、本法の施行に当たっては、左記事項の実現に努め、本制度の健全かつ円滑な運営が確保され、漁業者の経営の安定が図られるよう万全を期すべきである。

記

- 一 本制度への一層の加入促進を図るため、漁業者等に対して今回の改正内容を十分周知するとともに、漁協及び漁業共済団体等の普及推進体制の充実並びに政府・地方公共団体が実施する各種施策と本制度との連携の強化を図ること。
 - 二 漁業共済組合連合会と漁業共済組合との合併に当たっては、漁業者の利便性が確保されるよう適切な指導を行うこと。
 - 三 漁業関係の共済・保険事業の運営の現状及び漁業経営の合理化の必要性等にかんがみ、総合的な共済・保険制度の確立に向けて検討すること。
- 右決議する。